⑵　自己資本額(B)
10億円以上　：10
1億円以上　10億円未満：8
1,000万円以上　1億円未満：6
100万円以上　1,000万円未満：4
100万円未満　：2
⑶　流動比率及び営業年数(C)
①　流動比率
130％以上　：14
95％以上　130％未満：10
75％以上　95％未満：6
60％以上　75％未満：2
②　営業年数
25年以上　：10
10年以上　25年未満：8
5年以上　10年未満：6
5年未満　：4
⑷　総合数値は、上記(A)、(B)及び(C)の合計とする。

別記５　業種別等級区分及び予定価格の範囲
［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］
⑴　土木一式工事
①　1,500点以上　：A
950点以上　1,500点未満：B
750点以上　950点未満：C
750点未満　：D
②　Aは２億円以上、Bは5,000万円以上２億円未満、Cは2,000万円以上5,000万円未満、Dは2,000万円未満
⑵　建築一式工事
①　1,200点以上　：A
1,000点以上　1,200点未満：B
800点以上　1,000点未満：C
800点未満　：D
②　Aは２億円以上、Bは１億円以上２億円未満、Cは3,000万円以上１億円未満、Dは3,000万円未満
⑶　その他の工事
①　1,000点以上　：A
850点以上　1,000点未満：B
850点未満　：C
②　Aは7,000万円以上、Bは3,000万円以上7,000万円未満、Cは3,000万円未満
⑷　測量・建設コンサルタント等
①　80点以上　：A
60点以上　80点未満：B
60点未満　：C
②　Aは1,000万円以上、Bは300万円以上1,000万円未満、Cは300万円未満

競争参加者の資格に関する公示

四谷駅前地区再開発事業における内装管理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年12月15日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

１　業務概要
⑴　業務名　四谷駅前地区再開発事業における内装管理業務
⑵　業務内容　主な業務内容は以下のとおりである。
①　内装工事スケジュール管理調整
②　官公庁申請手続き支援・調整
③　変更申請図書作成の支援・調整
④　内装施工指針書の作成
⑤　関係者との設計及び施工調整（床所有者含む）
⑥　説明会資料の作成及び説明
⑦　引渡し図書の作成及び説明
⑧　その他必要となる資料の作成
⑶　履行期限　平成32年３月31日（予定）
２　申請の時期　平成29年12月15日（金）から平成30年１月10日（水）まで（12月29日から１月３日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成30年１月10日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成29年12月15日から独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理課（〒163―1313　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13F　電話03―5323―0469）において、設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「四谷駅前地区再開発事業における内装管理業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は日本語で作成すること。
４　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日官報（政府調達第185号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
構成員は、次の①から⑥及び⑧の条件をすべて満たしていること。また、⑦については設計共同体の代表者が満たすこと。
①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。
③　当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「調査」の業務区分の認定を受けていること。
④　当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）
⑥　平成19年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請けによる業務を含む。）を有することとする。
Ａ業務　延べ面積30,000㎡以上の複合用途の建築物における店舗又は事務所について、内装設計指針書又は内装施工指針書の作成に関する業務
Ｂ業務　延べ面積30,000㎡以上の複合用途の建築物において５区画以上の店舗又は事務所等の内装管理・設計に関する業務
⑦　次の(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
(イ)　一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者であること。
(ロ)　平成19年度以降に、上記⑥に掲げるＡ業務又はＢ業務の経験を有する者であること。
(ハ)　参加表明書及び技術提案書の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。
⑧　上記①から⑦までに定めるものの他、公示文及び説明書等に定める事項に違反する者でないこと。
⑵　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により、四谷駅前地区再開発事業における内装管理業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、四谷駅前地区再開発事業における内装管理業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、四谷駅前地区再開発事業における内装管理業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平16.7.1付34―14）の別紙標準様式に基づく「四谷駅前地区再開発事業における内装管理業務設計共同体協定書」によるものであること。
設計共同体協定書は３⑴の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「設計共同体協定書（様式）」に従い作成すること。
５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴③の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴③の認定を受けていない構成員が４⑴③の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴③の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴③の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。